

# 健康保険 きょうと

2018  
10

〈発行者〉



全国健康保険協会 京都支部  
協会けんぽ

〒604-8508

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634 カラスマプラザ21

電話番号：075-256-8630（企画総務グループ）

URL：https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto/

協会けんぽ 京都

検索

〈発行〉平成30年10月22日発行 第98号

## 平成30年度 健康保険委員・年金委員合同表彰式 協会けんぽ「健康セミナー」のご案内

参加無料  
先着200名



協会けんぽ京都支部では、下記の通り平成30年委員表彰式ならびに健康セミナーを開催いたします。

健康セミナーでは、元NHK「きょうの健康」キャスターの久田直子氏による、生活習慣病や、病気予防につながる食事と運動法について、わかりやすく楽しくお話ししていただきます。参加費は無料ですので奮ってご参加ください。

### ●日時●

平成30年11月29日（木）

14：00～16：00（受付開始13：30）

### ●場所●

京都市男女共同参画センター  
ウィングス京都 2F イベントホール

（京都市中京区東洞院六角下る御射山町262番地）

※一般来客者用の駐車場はございませんので、電車・バスをご利用ください。

主催／全国健康保険協会京都支部・日本年金機構

後援／一般財団法人 京都府社会保険協会

### ●プログラム●

- 健康保険委員・年金委員合同表彰式（45分）
- 健康セミナー（60分）  
「元NHK『きょうの健康』キャスターが伝授！  
～病気の予防につながる食事と運動法とは？～」  
講師：久田 直子氏  
元NHK「きょうの健康」キャスター  
NHK「TVシンポジウム」医療シンポジウム司会

▼下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込みください。▼

健康保険委員・年金委員合同表彰式  
協会けんぽ「健康セミナー」

参加申込書

FAX 075-256-8670

事業所名称			
事業所所在地	〒		(電話番号)
参加者氏名			
参加者の健康保険証番号	属性 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 健康保険委員	<input type="checkbox"/> 総務・人事担当者 <input type="checkbox"/> その他の協会けんぽ加入者

※ 定員を超えた場合は先着順とさせていただきます。

※ 2名以上お申込みの場合は、申込書をコピーしてご使用ください。

申込〆切

平成30年

11月15日（木）



全国健康保険協会 京都支部  
協会けんぽ

お問合せ先

企画総務グループ TEL：075-256-8630

# 被扶養者状況リストおよびマイナンバー確認リストの提出はお済みでしょうか？

健康保険の被扶養者となっている方の現在の状況を再確認するため、確認対象の被扶養者様がおられる場合は、事業主様へ「被扶養者状況リスト」等をお送りしております。また、協会けんぽでマイナンバーが確認できない方について、事業主様へ「マイナンバー確認リスト」等をお送りしています。

ご提出いただいていない場合、協会けんぽより提出のご依頼をさせていただきます。ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**提出期限は平成30年8月17日となっておりますが、ご提出がまだの場合、**早急にご送付**いただきますようお願いいたします！**



※ 再確認の対象になる方がおられない事業所様については、提出していただく必要はございません。

## 事故に遭い、健康保険で治療を受けた場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください

交通事故やケンカなど、第三者の行為によりケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、保険証を提示して治療を受けることができます。この場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うこととなります。そこで協会けんぽが後日、立て替えた費用を加害者に請求する際に、「第三者行為による傷病届」が必ず必要となります。

### Q 第三者行為とは？

- ・相手方がいる交通事故。なお、車両単独事故の場合でも、同乗者がケガをした場合、運転者が加害者となります。
  - ・ケンカなどによって暴力をふるわれた場合
  - ・他人の飼っている動物にかまれた場合
- 等が該当します。

**！** **ご注意ください！**

**業務中や通勤途上の事故の場合は、労働基準監督署へご相談ください。**



### Q 健康保険を使う場合は？

- ①健康保険証を医療機関の窓口で提示し、第三者行為によるケガであるとお申し出ください。
- ②協会けんぽに「第三者行為による傷病届※」等の必要書類をすみやかにご提出ください。

※協会けんぽのホームページよりダウンロードしていただけます。

## ジェネリック医薬品希望シール をご存知ですか？

ジェネリック医薬品への切り替えを医師や薬剤師に伝えやすくする、『ジェネリック医薬品希望シール』をお配りしています。ご希望の場合は、協会けんぽまでご連絡ください！

この部分を健康保険証やお薬手帳に貼ってお使いください♪

